

商品概要説明書

平成 28 年 1 月 4 日現在

1. 商品名	指定金銭信託
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3. 信託期間	ご入金日より1年以上で元本償還日(満期日)をご指定いただき、信託期間に応じた予定配当率(1年以上、2年以上、5年以上の3種類)が適用されます。信託期間は、お申出により延長することができますが、自動継続のお取扱いはありません。
4. 運用の基本方針	信託された資金は、まとめて合同運用いたします。
5. 運用制限	法令・通達による運用の制限はありません。
6. 入金方法 ①信託設定方法 ②入金金額・単位	ご入金日に元本償還日(満期日)をご指定いただいたうえで信託を設定いたします。この信託には、信託金を追加することができますが、信託金を追加した日から元本償還日(満期日)までの期間が2年に満たない場合は、元本償還日(満期日)は信託金を追加した日から満2年後に自動延長されます。この場合においても、予定配当率は当初の信託期間に応じたものが元本償還日(満期日)まで適用されます。 5千円以上1円単位
7. 予定配当率 ①予定配当率の明示 ②変更頻度 ③お利息の計算方法	当社の店頭に掲示します(信託期間に応じて、「期間1年以上2年未満」「期間2年以上5年未満」「5年以上」の3種類を掲示します)。 長期プライムレート等を参考に、信託契約の期間等に応じて当社が決定します。信託の設定以降は、毎年3・9月の26日に変更し、変更日に当社の店頭に変更後の予定配当率を掲示します。 毎年3・9月の25日を計算日とし、予定配当率による6ヶ月を1年の2分の1とした計算で、単利の方法により計算いたします(付利単位100円)。
8. 支払方法 ①元本のお支払い ②お利息のお支払い	元本償還日(満期日)以後に、ご請求あり次第、お支払いいたします。 毎年3・9月の26日にお支払いいたします。お申し込み時に、お支払いするお利息を元本に組入れるか、又は受取ることとするかどちらかをご選択いただきます。お利息を受取ることとした契約で、お支払日が銀行休業日のあたる場合は、翌営業日のお支払いとなります。 お利息には税金がかかります。個人のお客さまは 20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%および地方税 5%)、法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。
9. 手数料	毎年3・9月25日に当社は信託報酬をいただきます。 信託報酬額は、運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額とします。
10. 付加できる特約事項	マル優のお取扱いができます。



三井住友信託銀行

商品概要説明書

平成 28 年 1 月 4 日現在

11. 中途解約の取扱 ①中途解約の方法 ②解約手数料及びお支払額	やむを得ない事情により、信託金の全部または一部の解約のお申出があった場合には、中途(一部)解約に応じることがあります。 中途解約については、元本とお利息の合計額から、ご請求日に当社の店頭に掲示する解約手数料及び源泉税額(非課税の場合を除く)を差引かせていただきます。ただし、この場合に差引く金額は、ご入金日からご請求日までのお手取りお利息の合計額(既に元本に組入れられたお利息やお支払いしたお利息を含みます)を限度とします。 一部解約の場合は、一律に解約手数料を差引くものとし、信託終了時又は中途解約時に調整を行います。又、一部解約においては、解約手数料を別途お受けさせていただくことや、残りの元本から差引かせていただくこともできます。なお、解約手数料は予定配当率の見直しにあわせて見直しを行うことがあります。
12. その他参考となる事項	・元本補てん契約が付与されています。 ・預金保険対象商品です。 ・お利息の計算については、年2回、ご案内いたします。 ・元本償還日(満期日)は、事前にご案内いたします。 ・元本償還日(満期日)以降のお利息は、解約日又は書替継続した日における普通預金利率により計算させていただきます。 ・当社の責に帰さない事由によって、お客さま(受益者)が信託契約期間満了日の後10年間当社に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、信託財産は当社に帰属するものとします。なお、お客さま(受益者)から請求があったときは支払いに応じることがありますが、信託契約期間満了日の直後の計算期日以後のお利息の計算は支払い時の当社の普通預金利率により、単利の方法により計算します。 ①この信託において交付する収益に関する事項 決算月ならびに信託終了のときに収益計算を行い、収益受益者に報告いたします。 ②信託終了時の最終計算に関する事項 受益者に最終計算報告書を交付いたします。 ③主要な信託財産の状況に関する事項 決算月の合同運用財産の信託財産残高表並びに収支報告書を店頭へ備え置き、委託者・その相続人・受益者・利害関係人からの請求によりこれを閲覧に供します。



三井住友信託銀行